

編輯部報情閣內

週報

第七十八號

昭和十三年十月一日 第三三三號 郵務認可
昭和十三年四月十三日 創刊 (每週一) 日發行

五錢

自治制五十周年に際して

(内務省)

自治制制定功勞者の話

(内務省)

國力の充實と少年保護

(司法部)

増税並びに税法改正

(大藏省)

潜水艦の由來

(海軍省海軍軍務普及部)

台兒莊落つ

(陸軍省新聞班)

新疆の危機

(外務省情報部)

昭和十三年四月三十日



編輯部報情閣内

週報

號八十七第

昭和十一年十月二日 第一種郵便物認可
昭和十一年四月十三日創刊 (毎週一頁發行)

五錢

自治制五十周年に際して (内務省)

自治制制定功勞者の話 (内務省)

國力の充實と少年保護 (司法省)

増稅並びに稅法改正 (大藏省)

潜水艦の由來 (海軍省海軍軍事普及部)

台兒莊落つ (陸軍省新聞班)

新疆の危機 (外務省情報部)

日三十月四年三十和昭

露光量違いにより重複撮影

育てよ 郷土



週報 第七十八號

自治制發布五十周年に際して	内務省
自治制の定場券の請	内務省
増税並びに税法改正	大蔵省
国力の充實と少年保護	司法省
諸水産物の由来	海軍省海軍省及農林省
台児莊の落つ	陸軍省新聞局
新疆の危機	陸軍省新聞部
自治制の施行	内務省

育てよ 郷土



露光量違いにより重複撮影

週報 第七十八號

自治制發布五十周年に際して……………	内務省……………(二)
自治制制定功勞者の話……………	内務省……………(四)
増税並びに税法改正……………	大藏省……………(六)
國力の充實と少年保護……………	司法省……………(一八)
潜水艦の由來……………	海軍省海軍軍事普及部……………(二七)
附 戦況	
台兒莊落つ……………	陸軍省新聞班……………(三二)
(國際時事解説)	
新疆の危機……………	外務省情報部……………(三六)
自治制五十年を統計に見る……………	(四二)
◇最近公布の法令……………	内閣官房總務課……………(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第七十三號
 - ▽陸軍記念日に當りて
 - ▽國民融和週間に就いて
 - ▽護りは固し銃後の蒸騰
 - ▽山西省の敵軍潰滅近し
 - ▽海空軍の戦果輝く
 - ▽不法ソ聯の壓迫
- 第七十四號
 - ▽簡易保險金額制限の引上
 - ▽海軍陸戰隊の話
 - ▽國民とステール・プルーアイ
 - ▽北支五省を悉く掌握す
 - ▽討匪すむ滿洲國
 - ▽廣東の近況
- 第七十五號
 - ▽伊太利のフアンズム
 - ▽航空機製造事業法案に就いて
 - ▽敵都空襲の體験
 - ▽我が砲火離海線を制壓す
 - ▽獨逸併合成る
- 第七十六號
 - ▽八紘一宇の精神
 - ▽武器なき戰士・宣撫班
 - ▽津浦戰線の進展
 - ▽長江沿岸の掃蕩
 - ▽新政權と在留華僑
 - ▽ソ聯裁判の内情
- 第七十七號
 - ▽第七十三回帝國議會の概観
 - ▽労働爭議最近の趨勢
 - ▽農業保險制度
 - ▽支那の海軍
 - ▽山東南部の戰況
 - ▽恩給金庫
 - ▽中支新政權の誕生

自治制發布五十周年に際して

内務省

明治二十一年四月十七日、法律第一號を以て舊市制町村制が發布されてから、今に五十星霜、來る四月十七日はその五十周年記念日に當るのである。

明治以來、内外共に異常の發達を遂げ來つた我が國は、支那事變を契機として更に新たなる躍進への途上であり、今や國を擧げて國力伸張のために努力しつゝあるが、この秋、國政の基本であり國民の日常生活と極めて密接な關係を持つ自治制度發布五十周年を迎へるに至つたことは、まことに意義深いものがあると感ずる次第である。

いま自治制制定當時の事情を顧みるに、先づ明治維新の大業として藩籍奉還が行はれ、明治四年七月には廢藩置縣が斷行され、同年十月から十二月にかけて全國府縣の大廢合があつた。そして町村自治に關しては、明治五年二月、從來の區域と名稱、並びに「庄屋、名主、年寄」等の諸役を廢止し、從來の郡村の區域に拘らず全國に「大區、小區」の制度を定めた。又町村理事者としては官選の區長及び戸長を置くこととした。これ等はすべて當時の事情に即し、「民心を新たにし、局面を打開する」の必要に出でたものであつて、實に我が國自治制の根本的革新であつ

た。かくして一旦中央集権的制度が確立した後は、漸次内政の整理、地方行政上に於ける自治主義の充實に努め、遂に明治十一年大久保内務卿の努力によつて所謂三新法、「郡區町村編成法」「府縣會規則」及び「地方稅規則」の成立を見るに及んで地方自治の基礎は確立せられるに至つた。次いで明治十四年十月には、「明治二十三年を期して國會を開設せらるる」旨の詔勅が煥發せられ、朝野共に専らその準備を進めることとなつた。明治十六年、山縣有朋公が内務卿に就任するや、憲法の制定、國會の開設に先だつて先づ町村自治の制度を確立し、地方自治を通じて國民の地方公共の利益を圖る精神を興し、地方の公事に習熟し國政に參與する實力を具へることが極めて緊要であると強く主張し、遂に廟議はこれに決し、これが調査立案に多大の苦心を拂つた結果、明治二十一年四月、遂に舊市制町村制の發布を見るに至つたものである。

この市制町村制發布に當つては畏くも 明治天皇に於かせられては特に 上諭を附して市制町村制定の趣旨を示し給ひ、又發布と同時に政府は市制町村制定理由を公表したのである。これと同時にこの新たな自治組織の圓滿完全な遂行を期するため、政府は大いに町村の合併を斷行し、當時七萬餘あつた町村は、一萬三千餘となつたのであるが、蓋し廢藩置縣にも匹敵すべき大英斷であつた。

爾來五十年間、幾度か制度に改正は加へられたけれども、その根幹に至つては今日もなほ變る所がないのである。たゞ明治四十四年に全文改正が行はれたので爾前の市制町村制を今日舊市制

町村制と呼稱してゐるわけである。

自治制の運用に關しては國民も亦次第にこれに習熟して大體その運用を誤らず、遂に自治體今日の發達を見るに至り、その間本制度の國運進展に寄與するところは實に大きなものがあつたと信ずる。

殊に最近に於ける社會各般の情勢に鑑み、益々自治精神の振起と自治行政の刷新とを圖るの要切なるものがあるが、この秋に當り、自治制發布五十周年を迎へて、制度制定當時の努力と苦心とを想ひ起し、併せて過去五十年間に於ける制度運用を省み、國民の自治に對する認識と關心とを深め、この記念日を意義あらしめたいと思ふのである。

この日、四月十七日、宮城前廣場に於て畏くも 天皇陛下親臨の下に、市町村長、地方長官、自治功勞者、關係各省官吏その他參集の上、政府主催の嚴肅な式典が舉行されることに決定した。これに次いで内務大臣により優良市町村、優良並びに勤績市町村長その他の吏員、勤績市町村會議員等自治功勞者の表彰も行はれることになつた。

この外、各地方でも特に市町村民を對象とする記念式典を擧げ、適當な記念事業を行ふことにより、國民精神總動員の趣旨に立脚して中央と相呼應して自治振興又は自治報國運動の如きを起さしめ、「小我を捨て、大我に就くの精神」を涵養させ、公益第一主義、全體主義的立場に立つて自治の満滿を行はうとの趣旨を強調し、又自治關係諸團體は打つて一丸となり自治制發布五十周年記念會を組織し、嚴肅な祝賀會、大講演會、自治資料展覽會その他を催すことになつてゐる。

自治制制定功勞者の話

内務省

市制町村制の發布まで、即ち明治十六年山縣内務卿が制定立案に著手してから、二十一年の制定までには、多くの先覺者たちの絶えざる研究と不斷の努力が拂はれたが、當時内閣雇だつた獨逸人モッセ氏に負ふところが多かつたことは興味深いことである。

自治制の研究はさきに述べた山縣公時代の廟議決定以前に遡ることが出来る。

既に山田顯義伯が内務卿の時に、村田保氏に命じて町村法を起草せしめ明治十七年五月にはこれが山縣公に提出されてゐるのである。この法案は十二章から成つて居つて、その第三章には五人組、第四章には戸長、用掛、總代人

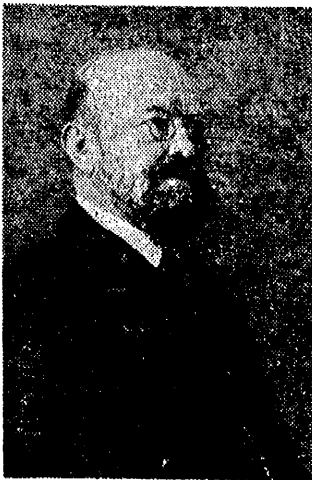


に關する規定が設けられてあつた。そこで内務省では町村法調査委員といふものを置き、更に廣く國外の法制を參照して町村法を起草させ翌十八年六月には委員の原案が出来上つた。この案は村田氏の案に修正を加へ五人組、總代人を置かず町村用掛の規定を存し更に町村年寄の規定を設ける等町村に關する制度の研鑽に一步を進めたのである。更に明治十九年には山縣内務大臣は内閣雇獨逸人モッセ氏の意見を徵することとし、同氏の意見に基づき、特に上裁を仰ぎ、地方制度編纂委員を置き自治制度の綱領を起草させることとなつた。そして委員長には山縣公が當

(4)

り、外務次官青木周藏、逓信次官野村靖、内務次官芳川顯正及びモッセの諸氏が委員を命ぜられ、白根專一、荒川邦藏及び大森鐘一の三氏が書記官を仰せ付けられた。先づモッセ氏に地方制度編纂綱領を起草せしめ、明治二十二年二月一日にモッセ氏の編纂の綱領が出来上つたので、委員の決議を終へ更に閣議の承認を経たのである。

モッセ氏は更にその綱領に基づいて獨逸文の自治部落制を起草し、荒川邦藏氏がこれを翻譯して、同年七月十三日から地方制度編纂委員會を開きこれを審議した結果、この自治部落制案



は市町村の區別を立てないので、市制、町村制に分つて改訂するのが適當であると認められた。そこでこの改訂案に基づき起草したものを同年九月に閣議に提出し、十一月元老院の議に付し翌年三月に至りその可決を経て四月十七日に發布の運びになつたものである。

政府はこの新たな自治組織を圓滿完全に遂行しようとして、大いに町村の合併を斷行し、當時七萬四千三百五十五あつた町村を明治二十二年には一萬三千三百四十七に整理したのであるが、これはさきに述べたやうに廢藩置縣にも匹敵すべき政府の大英斷であつた。因みに現在町村數を見ると一萬一千二百三十八で發布當時より約二千減少してゐるが市の數は市制、町村制施行當時三十一であつたものが現在は實に百四十六に達してゐる。

(5)

なほ參考に市町村豫算について見ると、明治二十二年當時市十二年度に於ては實に一、四七二、三三〇、八九八圓の巨額に上つてゐるのである。(寫眞は山縣公左はモッセ氏)

四二頁「自治制五十年を統計に見る」參照

増税並びに税法改正

大 藏 省

第七十三回帝國議會の協賛を経た内國稅關係の法律はその數十三件に達するのであるが、これを大別すれば左の通りである。

(一) 支那事變の經費の一部に充當するための増税に關するもの——支那事變特別税法及び臨時利得税法中改正法律

(二) 時局に對處するための減税その他租稅上の臨時措置に關するもの——臨時租稅措置法

(三) 從來の税法の部分的改正に關するもの——臨時租稅増徴法、所得税法、相續税法、登録税法、酒造税法、麥酒税法並びに酒精及び酒精含有飲料税法の七税法の改正法律

(四) その他——大正九年法律第十二號(所得税法の施行に關する法律)中改正法律、日滿國稅徵收事務共助法及び本邦に於て募集したる外國債の待遇に關する法律
以下、主として増税に關する諸法律及び臨時租稅措置法について説明し、併せて所謂税法的部分的改正の簡單な紹介をすることとする。

(6)

増税の趣旨

支那事變に關する軍事費は、昨年第七十一回及び第七十二回帝國議會の協賛を経て、既に二十五億餘萬圓の經費が支辨されたが、今回更に増額されることとなり、第七十三回帝國議會に於て四十八億五千萬圓に達する臨時軍事費追加豫算の成立を見たのである。本追加豫算の財源については、大部分はこれを公債に俟つの外ないが、その一部分については、銃後の國民に於て、その分に應じ、租稅を以て負擔することが當然の責務でなければならぬ。これを財政上の見地より見るも、出來得る限り租稅その他の經常的な財源に依つて賄はなければならぬのである。たゞ増税の程度を何程とするかは、我が國産業の發展、特に現下最も緊要な生産力の擴充を阻害せず、かつ國民生活の安定に脅威を與へない範圍内で行はるべきである。かゝる見地から、大體今回程度の増税——平年度約三億三百餘萬圓——を以て適當なりとされた次第である。そして増税に當つては、國民租稅負擔の公平を期さねばならぬことは勿論で、今回の増税に於ても、現行租稅制度の基礎の上に、出來得る限り現下の國民負擔力の消長に適應させる方針が採られたのである。即ち先づ所得税を中心として、主として増税を直接税の増徴に求め、就中臨時利得税を改正して事變の影響等に因り利益の著しく増大した部門の事業に對する課税を加重することとした。他間接税の増徴はなるべく少からしめるやう意を用ひ、又その増徴に當つては比較的負擔力に餘裕ある方面の消費する物品、或ひは行爲に課税する等出來得

(7)

るだけ事變下に於ける租税負擔の均衡を期することとした次第である。

増税の概要

今回の増税の内容は、所得税、臨時利得税、法人資本税、砂糖消費税及び取引所税を増徴し、新たに利益配當税、公債及び社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及び物品税が創設された。又立法の形式は、臨時利得税の増徴については臨時利得税法中改正法律に、その他については一括して支那事變特別税法に規定されてゐる。そして以上の増税に關する二法律は何れも支那事變終了の年の翌年迄施行される筈である。なほ昨年八月より施行された北支事件特別税法は支那事變特別税法の施行と共に廢止された。

一 所得税

(一) 第一種所得税
所得税中第一種所得税、即ち會社の所得税については二割二分五厘程度増徴されたが、北支事件特別税法に依つて既に一割程度の増徴が行はれてゐたのであるから、今回の増税に因る負擔増加は一割二分五厘程度である。たゞ超過所得税については北支事件特別税法同様一割の増徴に止めることとした。なほ一面に於て所得税、臨時利得税等の増徴の結果、極めて特殊の場合に法人の負擔が著しく過重となることがあるので、所得税及び臨時利得税に付き一定限度を劃して、それ以上増徴しないこととし、これを緩和する途が拓かれた。

(二) 第二種所得税
第二種所得税、即ち公債、社債、銀行預金の利子等に對する所得税については、原則として二割五分程度の増徴が行はれるが、北支事件特別税法に依つて既に五分程度の増徴が行はれてゐたから、今回の増税に因る負擔増加は二割程度である。併しこれについては國債の消化並びに産業資金の疎通を圖る見地から、一律に増徴することを避け、現在の金利水準や、公社債の發行條件に影響を與へる恐れのあるものに對しては特に増徴を輕微に止むることとした。即ち年利率四分以下の國債の利子については増徴を行はず、年利率四分五厘以下の地方債及び社債の利子については輕微な増徴に止め、又銀行預金利子、貸付信託の利益については年利率四分五厘以下の社債に對する増徴と同様とした。この點については産業資本を虐待して金融資本を優遇するものと非難する者もあつたが、國債の消化並びに産業資金の疎通を圖ることは、刻下緊急の要務であつて、これがために租税上上述の如き措置を執ることは、現下の金融情勢より觀て洵に已むを得ないものといはなければならぬ。又このことは産業界自體のためであつて、不當にこれを壓迫するといふやうな非難は當らないものと思ふ。

(三) 第三種所得税

第三種所得税、即ち個人の所得税については、二割二分五厘の増徴が行はれることとなつたが、こ

れについても北支事件特別税法に依り、四期の納期の内三期分に一割の増徴が行はれてゐたから、今回の増税に因る實際の負擔増加は一割二分五厘である。なほ今回の増税に因り、稀にはあるが個人の負擔が著しく過重となる場合を考慮し、第一種所得税同様一定限度を劃してそれ以上増徴しないこととした。

次に第三種所得税の免稅點は從來千二百圓であつたのを、今回千圓に引下げられた。その結果約四十萬人の新規の納稅者が増加するわけであるが、これは事變費を廣く一般國民の負擔に俟たうとする趣旨に外ならない。なほ免稅點引下に依る新規納稅者には前述の二割二分五厘の増徴は行はれないことになつてゐる。

二 臨時利得税

今回の事變に伴つて軍需工業その他の産業部門に於ては、相當收益の増大した向が尠くなく、又この傾向は將來も持續するものと認められる。かゝる方面に對して今回の事變費をより多く負擔せしめることは、事變下に於ける負擔の均衡を期する所以でなければならぬ。この見地からして臨時利得税については北支事件特別税法に依る一割五分の増徴を本税に織込む程度の増徴が行はれた外、新たに昭和九、十、十一年の三年を基準として、この三年の平均利益（平均利益過小なものについては法人にあつては資本金額の一割、個人にあつては五千圓）を超過する利得に對して、法人につ

(10)

いては百分の三十、個人については百分の二十の稅率に依つて課稅さるゝこととなつた。尤も小會社に對する負擔緩和の見地から、資本金十萬圓以下の會社については特に百分の二十五の稅率で課稅されることとなつてゐる。

三 利益配當税、公債及び社債利子税

利益配當税並びに公債及び社債利子税は北支事件特別税法に依つて昨年八月から施行されてゐた利益配當特別税並びに公債及び社債利子特別税と全く同様で、今回の増徴に當つてこれをそのまま採り入れた。即ち會社の利益配當が年七分を超過する場合にはその超過部分に對して一割の稅率を以て課稅し、又公債、社債等の利子については國債は利率年四分、地方債、社債は利率年四分五厘を越える利子額に對して一割の稅率を以て課稅するのである。

(11)

四 法人資本税

法人資本税については新たに二割の増徴が行はれ、從來の稅率資本金額の千分の一が千分の一二に改められた。

五 砂糖消費税、取引所税

砂糖消費税については、各種砂糖の生産及び消費の實情を考慮して、總體を通じて約八分の増徴が

行はれた。なほ砂糖消費税は原則として砂糖を製造場又は保税地域から引取る際に納付するのであるが、擔保を提供した場合には、従来は六月以内税金の徴収を猶豫し得ることになつてゐたのを、今回はこれを改めて徴收猶豫をなし得る期間を三月に短縮した。取引所税については、有價證券の賣買取引に對する取引税はなほ負擔に餘裕あるものと認め、長期取引については約三割三分を引上げて萬分の六に、短期取引については約四割八分を引上げ萬分の四に改正した。

六 通 行 税

通行税は日露戦争の際非常特別税法に依り制定され、爾來大正十五年三月廢止される迄約二十餘年に亘つて行はれたが、當時は短距離の乗客に對しても總べて課税したので大衆課税であるとの非難が喧し^{やか}かつた。今回の新設に當つてはこの點を考慮し五十軒未満の三等乗客に對しては免稅し、市内又は近郊からの日常の通勤等には總て課税しないこととした。通行税の税率は三等乗客については最低二錢(五十軒以上百軒未満)より最高四十錢(八百軒以上)まで、二等乗客については最低三錢(五十軒未満)より最高一圓二十錢(八百軒以上)まで、一等乗客については最低六錢(五十軒未満)より二圓四十錢(八百軒以上)までとして、夫々距離と等級とに應じた階級定額税率に定められてゐる。

七 入場税、特別入場税

入場税は劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、競馬場、博覽會場、展覽會場、遊園地等(これをいふ)

一種の場所といふ)に入場する者又は舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場(これを第二種の場所といふ)の設備を利用する者に對してその入場料(第二種の場所についてはその設備利用料をいふ)を標準として一割の税率を以て課税されるものである。但し第一種の場所の入場者に對しては入場料金一人一回二十三錢未満の場合には課税されないことになつてゐる。

特別入場税は學生、生徒その他のアマチュア・スポーツを觀覽するため入場する者に對し、入場料を標準として一割の税率を以て課税されるものであるが、入場料金一人一回二十三錢未満の場合は課税されないことは第一種の場所の入場税と同様である。

八 物 品 税

北支事件特別税法に依つて新設された物品特別税は今回これを物品税と改め、且つその課税範圍を擴張して、從來の課税品目の外に比較的擔税力ありと認められる物品に對しても課税することとなつた。本税は第一種、第二種及び第三種に區分され、第一種の物品については、小賣業者を納税義務者として小賣價格に依り課税し、第二種の物品については、製造者を納税義務者として製造場より移出するときの價格に依り課税する。又第三種は今回新たに加へられたもので、酒類及び樽寸に對し、製造場から移出するときの數量に依り課税する。第一種の物品については物品毎に夫々課税最低限を設けて、大衆の日常生活に使用される程度の物品には課税しないことになつてゐる。税率は物品特別税

は一律に百分の二十であつたが、今回は物品の種類に従ひ、百分の十五又は百分の十に低減された。酒類及び燐寸の税率は、清酒、白酒、味淋、焼酎及び麥酒は一石に付き五圓、ウキスキー、ブランデー等の洋酒、即ち酒精又は酒精含有飲料は一石に付き七圓、葡萄酒は一石に付き十圓、燐寸は千本に付き五錢の割合である。

以上が今回の増税に關する法律の概要であるが、右に依る平年度の増収見込額は所得税に於て一億一千五百餘萬圓、臨時利得税に於て三千九百餘萬圓、利益配當税に於て三千九百餘萬圓、公債及び社債利子税に於て二百餘萬圓、法人資本税に於て三百餘萬圓、砂糖消費税に於て八百餘萬圓、取引所税に於て九百餘萬圓、通行税に於て八百餘萬圓、入場税及び特別入場税に於て千餘萬圓、物品税に於て六千四百餘萬圓、合計三億三百餘萬圓である。

臨時租税措置の概要

事變下に於ける租税負擔の均衡を期するため、今回の増税に當つては、事變の影響に因り利益を著しく増加した部門の利得につき、より多くの負擔を課する方針を採つたことは上述の通りであるが、一方又事變の影響に因り、或ひは政府の行ふ時局政策の影響等に因つて非常に不利益を蒙つて居る者も尠くないので、これ等の者に對し特に負擔軽減の方策を講ずるの要がある。又重要礦物の増産、棉花の節約等は現下の急務であるから、租税上に於てもこれ等を促進するための措置が講せられること

になつた。これ等事變下に於て必要な租税の軽減その他の措置を一括したものが臨時租税措置法である。

その主なるものを擧げると左の通りである。

一 自作農者又は中小商工業者中には事變下に於ける直接間接の悪影響を受け、その収益が相當減少して居る者があるので、これ等の者の田畑又は營業の収益が昭和九年乃至十一年の三年間の平均額に比し二割五分以上減少した場合には、減少の程度に従ひ、その者の地租又は營業收益税を二割乃至五割程度軽減することとした。

二 我が國に於てこの際必要とする重要礦物の増産を奨励するため、金鑛、銅鑛、亞鉛鑛等の主要礦物について、新たに採掘權を設定した場合及び昭和十二年中の礦物産出數量を超過して産出した場合に於てその礦物につき鑛産税又は特別鑛産税を免除することとした。

又課税に依り睡眠鑛區の活動を促し、その採掘量を増加させるため従來課税されてゐなかつた砂金以外の砂鑛につき新たに特別砂鑛區税を課税することとした。

三 棉花の節約に資するためには、ステールファイバー、麻等を混紡した綿絲を用ひた織物又は一定量以下の人造絹絲と綿絲の織物に對し新たに免税することとした。

以上述べた臨時的措置に依り、平年度に於て、國税については地租、營業收益税、鑛産税、織物消費税等の減収額合計四百餘萬圓、地方税については地租附加税、營業收益税附加税等の減収額合計六百餘萬圓、即ち國及び地方を併せて約一千萬圓の減税となる見込である。

現行税法の部分的改正の概要

次に所謂税法の部分的改正に關する諸法律について一言する。中央及び地方を通ずる税制の全般的改正は、支那事變の勃發に依り税制の基礎となる諸事情に變化を生じたため延期されたのであるが、現行租税制度の上で出來得るだけ負擔の適正を圖る趣旨から、次に述べる諸税に互り部分的改正が行はれた。

- 一 臨時租税増徴法については、同法に於ける個人の所得税及び相続税の増徴が段階的割増率を用ひ稍粗笨になつてゐたので、これを超過累進率に依るなだらかな税率に改正せられた。
- 二 所得税法については、一時恩給その他これに類する退職手當で相當多額のものに對し、五千圓を超える金額に對し新たに課税することとし、又郵便年金についてはその負擔を緩和するため拂込掛金を控除した殘額を以て課税所得とすることに改正し、なほ新たに小笠原島及び伊豆七島に所得税法を施行することとした。
- 三 相続税については、相続財産の所在如何を問はず、總べてこれを綜合して課税することを原則とすることに改められた。その外被相続人の死亡に依り相続人の受ける生命保險金が五千圓を超える場合は退職手當、功勞金その他これ等の性質を有する給與が五千圓を超える場合はその超過額を相続財産に加算して課税することに改められた。
- 四 登録税については、不動産の負擔を緩和するため、賣買、贈與に因る所有權の取得に對する登録税を軽減

(16)

することとされた。

- 五 酒税については、酒税の保全を期するため酒類、酒精及び酒精含有飲料並びに麥酒の販賣業につき免許制度が採用され、酒造税法、酒精及び酒精含有飲料税法及び麥酒税法が改正されたのである。

今や我が國は忠勇なる將兵の奮戦に依り、連戦連勝著々戰果を收めつゝあるが、東亞の安定のため國家百年の基礎を築く曠古の大事業の完成はなほ前途遼遠なものがある。我々國民はこの際渾然一體となつてこの難局に處する覺悟がなければならぬ。今回の増税に依り國民の負擔は尠からず増加するのであるが、これは財物を以てする銃後國民の御奉公である點を充分理解され、進んで納税報國の誠を效されんことを切望してやまない。

なほ今回の増税に依り砂糖、酒類、燐寸及び物品税が課税される第一種又は第二種の物品に對して租税が増徴又は新設されることとなつたのであるが、その程度は砂糖にあつては、例へば申双一斤につき約六厘、酒類は清酒一升につき約五錢、麥酒一本につき約二錢、燐寸は千本につき五錢であり、第一種又は第二種の物品では小賣價格又は卸賣價格の一割乃至一割五分程度である。この際これ等の物品の價格が税額程度引上げられることはやむを得ない所であるが、増税に藉口して税額以上に價格の引上げをなし又は課税物品以外の物品につき價格を引上げる等なことないやう留意されんことを切に希望する次第である。

(17)

国力の充實と少年保護

司 法 省

一、重大時局と青少年の健全性

今日、我が國が當面してゐる重大使命を達成するためには、戦線に、銃後に、一人でも多くの忠良な日本人がそれ／＼の部署にあつて國民的義務を遂行することが肝要である。國民精神總動員運動の趣旨も亦ここに存するのであつて、この國民的大運動には、九千萬同胞の中に一人の落伍者もあつてはならない。殊に、國民の中で、最も生氣激刺たるべき青少年、今後の日本を背負つて立つ任務を擔ふ青少年に、この非常時局に對する認識と自覺とが、最も徹底的に把握されてゐなければならぬ。今次事變が所期の目的を達成するまでには相當長期の年月を要するとするならば、この重大な任務も、實に青少年の双肩に懸つてゐるものといはなければならぬ。

青少年を健全に成長させることが如何に重要である

かは、どの國でも最近大いに留意してゐるところである。特に新興の意氣に燃える獨伊兩國などでは、或ひはヒットラー、ムッソリニの如く、或ひはパリア運動の如く、學校教育以外に大規模な訓練教化を行つてゐるが、青少年を強く健全に育て、國家將來の發達を確保することの必要は、特に今日の我が國に於て最も重要な意義を有するものといはれよう。

我が國に於ける青少年の道徳的状態の現状、青少年が全體としてどの程度に健全な成長をなすかといふことに就いて考へて見ると、先年來、特に今次事變以來、國民精神の一般的昂揚と教化關係者の適切な誘導とに依つて、一般青少年の氣風は格段の緊張を示してゐることは、まことに慶賀に堪へない。併しながら、社會生活の複雑錯綜、特に家庭經濟生活の貧困、或ひは家族の分解等の種々な事情の結果として、薄俸な運命に虐げられ、世故に慣れぬまゝに不良行爲或ひは

犯罪行爲に陥る青少年も、遺憾ながら少なくない。最近の刑事統計は、少年犯罪者だけでも毎年五萬餘に上るといふ驚くべき事實を示し、所謂不良少年少女の數に至つてはこれに數倍するものであると推測しなければならぬ。

國家の今後を背負ふべき青少年の中に、かくも多數の道徳的不健全者が存在するといふことは、子女教育上憂慮すべきことであるばかりでなく、國家のため深憂に堪へないところである。

特に、この少年不良化の現象、或ひは少年犯罪の現象が、従來、毎年々々増加の趨勢を示して居ることを思へば、一日を争うて適當な對策を講ぜねばならぬ緊急焦眉の問題であると思ふ。

二、少年保護事業の目的と現状

國家がさき正大十一年四月十七日、少年法と名づける特別の法律を公布して、青少年の保護善導に乗出した所以も、固よりかうした理由からである。

國家の少年保護事業は、少年法に則り、少年審判所を中心機關として、不良少年及び犯罪少年に保護を加へ、これを矯正善導して、健全有爲の人間となし、一

面、國家の人的資源を増強し、他面、社會を犯罪の危険より防衛する事業である。

少年法に依つて保護を加へられるものは、十八歳未満の男女で、刑罰法令に觸れる行爲をなしたる者、又はこれをなす虞のある者（即ち所謂不良の性行ある者）であるが、その保護は必要と認めれば滿二十三歳まで繼續するのである。

- 少年審判所ではこの範圍の男女青少年に對して、本人の性格、家庭の状況、その他諸般の事情を考慮した上で、それ／＼適當な保護方法を決定する。たとへば
- (一) 少年審判官が訓誡を加へるとか
 - (二) 少年の在學する學校の校長をして訓誡せしめるとか
 - (三) 或ひは書面を以て改心の誓約をなさせしめるとか
 - (四) 又は保護監督につき必要な指示を與へ條件を附して父兄その他の保護者に引渡すとか（以上一時處分）

- 更に
- (五) 寺院、教會、保護團體等に委託して保護を加へるとか
 - (六) 或ひは少年保護所に少年を觀察させるとか
 - (七) 又は性行不良の程度或ひは心身の状況によつてはこれを少年教護院或ひは
 - (八) 矯正院又は

(九) 病院に送つてそこで充分の矯正感化を施す(以上概
要部分)
かやうにそれ〴〵適切妥當な保護善導の方法を講ず
る。

保護の内容は複雑多岐、青少年の思想と生活のあら
ゆる部面に互るが、たとへば矯正院、少年保護團體等
は、少年を收容して寮舎生活を営ましめ、厳格な規律
の下に諸種の作業教育を施し、又學科をも授け、心身
の鍛練と性情の陶冶を行ひ、放縱懶惰等の悪習を矯正
し、忠良勤勉な日本人への更生にいそしませてゐる。
又少年保護司の觀察に附された少年は、その少年の自
宅又は奉公先等に住ませ日常普通の社會生活を送らせ
ながら少年保護司が常にこれを觀察し、必要な助言
訓諭を與へ、少年の生活のあらゆる部面について指導
援護し、善良普通の日本青年たらしめるやうに努めて
ゐるのである。

幸な事には、青少年時代は心身いまだ成熟し盡さず、
發達の途中にあるため、順應性に富み、曲り易くもあ
るが矯め易くもある。相當に不良化してゐる者でも適
切懇篤な保護矯正を加へると大抵は眞直ぐな人間にな
り、健全な生活態度を確立させることが出来るもので



少年保護團體至誠學舎の宮城道

ある。從來全國三
箇所の少年審判所
管下で保護指導を
加へられてゐる青
少年は、毎年殆ん
ど一萬に垂んとす
るのであるが、そ
の大部分は保護の
結果、順良健全な
日本青年となりつ
つある。少年審判
所は從來は東京、
大阪、名古屋の三
箇所にあつただけ
で、本年一月から
福岡市にも設置さ
れて四箇所となつ
たが、その管轄は
三府十一縣だけで
ある。その外の地
方は少年法の惠澤

に浴してゐない。

このやうに多數の青少年が、道徳的昏迷の状態から
救済されて、善良な國民となりつゝあるといふことは、
その青少年の幸福はもとよりのこと、又救はれた青少
年の父母兄弟の感謝はいふも更なり、國家社會のため
に寔に慶祝すべきことである。殊にこれらの青少年が、
もしその不良の傾向を放任された場合には、犯罪常習
者となつて、社會の安寧を紊し國運の進展を阻害する
ものであることを考へれば、少年保護事業が社會の健
全性の確保増進と國家の堅實な發達のために貢献して
ゐることは、決して少なくないといはねばなるまい。

殊に今日の國家の非常時、國民精神總動員の下に
於ては、我が少年保護事業は、保護中の少年少女等の
國民的自覺を喚起することに成功した。今まで保護少
年達の心に眠つてゐた日本人意識は、時局の緊迫によ
つて烈しく揺りさまされ、自分も本當に忠良な日本國
民にならねばならぬといふ強い自覺が、少年たちの心
にはつきりと芽生えて來た。この自覺は、事變以來
少年達の日常生活の上に具現され、その態度、行動の
端々にも見出されるやうになつた。彼等は、この國民的
自覺の下に日々の更生修業に孜々として努めてゐるば

かりか、或ひは皇軍慰問のために特別勤勞奉仕を申し
出で、或ひは自發的に國防獻金を繰出す等、隨所に
多くの美談佳話をさへ産みつゝある。

かうして、彼等を忠良な日本國民として更生させる
少年保護事業の目的は、時局の影響の下に急速に成就
しつゝあるのである。

三、銃後青少年の道徳的狀態はどうか

少年保護事業によつて保護されてゐる少年たちは、
時局の緊張感の下に、幸にして國民の責務を自覺し、
正しく健全な國民として更生の道を勵みつゝある
が、併し、飄つて、長期戦時狀態の下におかれた一般
青少年の道徳的状態の將來について考へれば決して
晏如たり得ないものがある。我々は、二十年前の歐洲
大戰當時の交戦國に於ける少年犯罪の狀態を想ひ起さ
ざるを得ない。

一九一四年から一九一八年にかけて前後五年に互つ
た大戰の當時、歐洲各交戦國では大戰が勃發した當初
に於ては、少年犯罪件数は平時に比して減少を示した
が、戦争が長期に亘ると共に、逆に著しい増加を見せ
た。例へばイギリスの十七都市に於ける少年犯罪の數

は、戦争開始後第一年の一九一四年——一九一五年には二、六八六件であつたのが、戦争第二年の一九一五年——一九一六年には三、五九六件となり三割四分の激増を生じた。

典型的な一例はドイツであつた。次の表を見よ。

年 度	計	
	男	女
一九一二年	四六五五	八三九六
一九一三年	四六〇三四	八、二二
一九一四年	三九七三四	七、〇六
一九一五年	五四、〇八	九、〇八
一九一六年	六九、四六	一〇、九三
一九一七年	八二、〇四	一三、六〇
一九一八年	八四、八四	一四、六五
一九一九年	五五、四四	九、七二
一九二〇年	七八、六三	一三、五九
一九二一年	六三、三四	一三、七九

ドイツに於ける少年犯罪の数は、開戦第一年の一九一四年には、戦前の四萬六千から三萬九千に減少したが、翌一九一五年には逆に激増して五萬四千となり、更にその翌年には六萬九千に上昇し、戦争第四年、第五年には遂に八萬を遙かに突破したのである。

これを開戦當初の三萬九千に比すれば、實に二倍以上に當る。

犯罪は社會生活に對する破壊作用であり、擾亂作用である。殊に少年の犯罪は、經濟の窮乏、習俗の頹廢、秩序の崩壞を意味する。事實青少年の道德統計の圖表上に、犯罪の赤線が未曾有の上昇を示したとき、ドイツは敗戦國となつてゐたのである。

大戦第一年以来少年犯罪が激増した原因としては次のやうな諸點が挙げられる。

- 一、家庭に於ける保護の缺陷
父兄の出征、それに伴ふ母姉の家庭外職業従事等の事情からして、家庭に於ける子女の保護監督、教育に缺陷を生じたこと。イギリスに於ける犯罪少年の兩親状態に關する一つの調査に依ると、十八のうち四人は父親を職場に送つた家庭の子供であつたことが示されてゐる。
- 二、經濟及び文化の激變
一般的に急激な經濟状態の變化、傳統的な社會的安定の崩壞、思想の混亂、不健全な娛樂機關の増加、労働階級状態の變化的展開等。或る家庭では收入の激増から消費の無統制へ、又他の家庭では收入の激減から貧窮へ。
- 三、少年労働の激増
成人労働の不足から少年労働が變化的な需要を受け、突

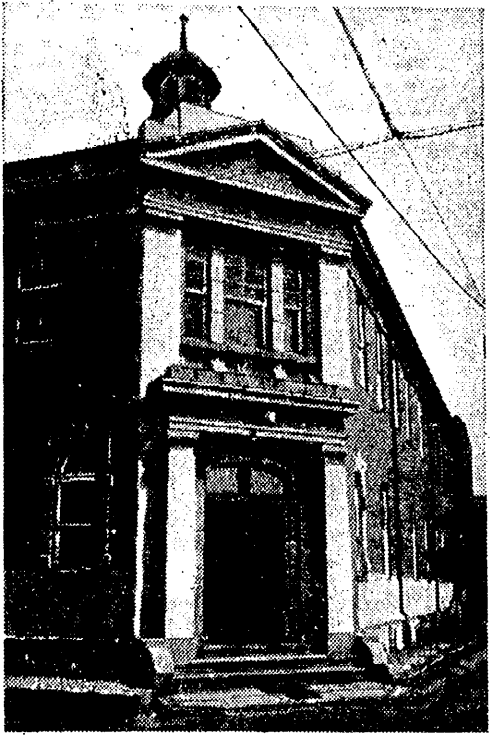
然に教育的監督から放任されたこと。監督の外におかれた少年が高い賃銀を貰ふやうになつたこと。

四、學校教育の弛緩
學校教育に關しては、兒童の通學が勵行されなくなり、校舎は軍事徴發を受けて規則的の教授が行はれなくなり、教師も女教師が多くなつて、兒童の精神訓練に缺陷が生ずる等、學校教育が弛緩した

こと。

五、警察力の減縮
その他

大戦中の交戦諸國に於ける少年犯罪の激増は、主として右のやうな社會的原因より生じたものといはれてゐる。我が國では、現在長期戦を覺悟しなければならぬ状態にあるとはいへ、警察、學校教育等の施設については、何等憂ふべ



きものがないが、たゞ、その他の社會事情に關しては、家庭や學校から解放された青少年の保護について、深く配慮するところがなければならぬと考へる。

特に緊要と思はれるのは少年保護事業の擴充である。周知の如く、少年法に依る青少年の保護は、目下のところ三府十一縣下だけに行はれてゐる。即ち東京、神奈川、千葉、埼玉（以上東京少年審判所の管轄）、大阪、京都、兵庫（以上大阪少年審判所の管轄）、愛知、岐阜、三重（以上名古屋少年審判所の管轄）——この三府十一縣には、少年法に依る青少年の保護が行はれてゐるが、その他の地方には、その保

護が與へられてゐないのである。これはこのまゝ放任されてよいであらうか。

銃後社會の安寧の確保、國家の人的資源の増強——この重大な使命を擔ふところの少年保護事業が、今日の時局に於て、なほ全國の中三府十一縣にしか行はれてゐないといふことは寔に遺憾である。警察の機構は全國に整備し、教育の機關も全國に充實してゐる。ひとり少年保護の國家機關だけが、僅かに三府十一縣に限られるといふことは、その理論的不合理は暫く措くとするも、斷じて現下の情勢に即應する所以ではない。少年法に依る青少年保護機構の全國擴充——少年審判所の全國設置は、我が國刻下の急務であると信ずる。

四、銃後國民全體の力て保護を完全に……

國運の進展と國家生活の福祉は、社會に健全な習俗が確保されてはじめて、これを期待することが出来る。國家が司法部諸機關のあらゆる努力を以て犯罪の防遏に努めてゐる所以も、蓋しこゝに存する。殊に現下の時局に於て、健全な習俗の確保が、緊要不可欠のものであることは、申すまでもあるまい。

前に述べた歐洲各國に於ける戦時少年犯罪の激増

は、主として社會的原因に基づくものであつたが、この點に關しては我が國の事情は大いに異なるものがあることに注意せねばならぬ。

由來我が國は、萬民一家の大家族主義を以て三千年來の國風とし、同胞一如、相率ひ、相扶けて國家全體の隆昌を産み出してゐるのであるが、この家族主義の精神こそは實に我が國に於ける司法保護事業の精神であり、司法保護の一分野たる少年保護の精神である。個人主義的、自由主義的基調に立つところの自由博愛の精神ではなく、同胞が同胞に對して保護を加へ、相共に日本國民として正しく強き日本を彌が上にも正しく強く進めてゆくといふ心構へは、我が三千年來の美風であるが、これが即ち同時に少年保護の精神である。

西洋では戦争に基づく種々の社會的事情に依つて、少年犯罪の激増を見たのであるが、我が國では、たとへ外見的には同じやうな社會的事情が發生するとしても、この我が國獨自の家族主義の精神が儼存し、この精神が國民各自の日常行動の間に堅持される限り、少年犯罪の激増といふやうな悲しむべき現象は決して發生しないものと信ずる。否斷じてこれを發生させてはならない。

前線の將士は、身命を君國に捧げて勇戦奮闘されてゐる。その背後に於て、假にも不良少年の増加、或ひは少年犯罪の激増といふやうな事象が起つたならば、前線の將士は後顧の憂なく銃を執ることが出来るであらうか。假にも出征軍人の留守宅に頻々と盜難があつたり、或ひは出征兵士の子供が不良行爲に誘はれるやうなことがあつたならば、銃後の護りは完壁であると申すことが出来るか。出征將兵をして後顧の憂ひなく東洋平和確立の聖戦に従事させるためには、我々銃後の國民は、銃後社會の治安を確保確立することを我々の義務と感じなければならぬのである。

この意味からしても、我々は少年保護の完璧を期さなければならぬ。しかもその上、前にも述べたやうに、青少年は國の寶であり、貴重なる人的資源であり、今後の日本の國防と産業とを双肩に擔つて立つべき使命を有するものである。

かの世界大戦中、米國の大統領ウィルソン氏は、「戦線に出動して居る我が勇士に對し、出來得る限りの事を盡すのは、國民最大の義務である。これに次いで、我が國人口の三分の一を占めて居る青少年を保護することほど、我々にとつて愛國的な義務

務は又とないと信ずる。」といつたが、まことに至言である。

併し、青少年の保護といふことは、本來、青少年の日常生活の健全性を確保することであるから、到底一官廳の獨力によつて成し得る事柄ではなく、社會生活のあらゆる面に於て——即ち、國民全體の協力によつて始めて成就し得る事柄である。社會を形づくるすべての人々が、家族主義の精神に即して、——親心を以て青少年の正しい生活の輔導建設のために力添へされること、この少年保護事業の使命を達成させる第一の要件であるといはねばならぬ。

同時に又、警察、學校、職業紹介機關、方面委員、少年教護機關、その他各方面の文化機關に直接關係ある人々の直接の援護協力を切望する次第である。

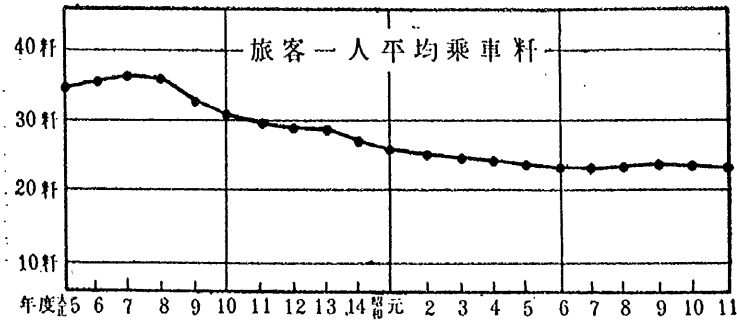
潜水艦の由來

海軍省海軍軍事情報部

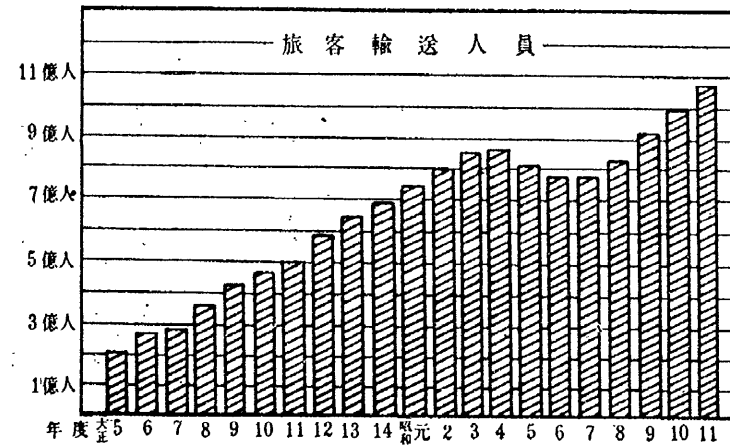
潜水艦の出現
近代科學の進歩發達は、どこまで行くか止まるところを知らない。人類の夢はいつの間にか現實と化して行く。潜水艦、飛行機の發達は、海中へ、空中への征服に成功して、いまや世界の驚異でも奇蹟でもなく全く實用化されてしまった。そして潜水艦と飛行機は特に國防上なくてはならぬ重要要素となつた。

近々三、四十年の躍進の跡こそ目まぐるしくも貴重な歴史である。さて潜水艦はどうして生れ、どうして今日の姿にまで生長して来たか。帝國を取り巻く列強が競うて海軍軍備の擴張を行つてゐる異常の國際情勢下にあつて、近く四月十五日に迎へる、あの壯烈な第六潜水艇遭難記念日を思ひ、往時を顧み、現状を直視して潜水艦に對する國民の認識を新たにすることは蓋し意義深いことと思ふ。

そも、自働的魚形水雷が出現したのは十八世紀の末期である。こゝに水中攻撃に一紀元が開かれ、海戦の新しい脅威となつたがこれを利用する實體は依然として水上艦艇だつた。何とかして水中を潜つてこつそり敵を攻撃出来る有力な水中航行船を造り出した。この希望即ち武道に忍術を求めるやうな熱烈な慾求が次いで起つた。そして多くの人々がこの夢の實現に不斷の努力をつゞけ、幾度かの陣痛を重ねた結果、つひにフランスで成功したのである。一八八六年にジムノート、一八九〇年にギスタブ・ゼデーを建造したが、これは無論潜望鏡を持たず、水中では全く盲目なばかりでなく、航続力も極めて微弱で、他國の視聽を集めるには餘りにも不完全なものだつた。併しこれを集めるには餘りにも不完全なものだつた。併しこれを實現した潜水艦の濼瀾であり、われは



道鐵と民國
昭和十一年度の國鐵旅客營業線は延長一萬七千九百九十九里六分、列車が運んだ旅客輸送人員は十億五千八百六十三萬七千九百一十一人、二十年前の大正五年に比較すると、何と五・七倍といふ激増振り。旅客數も景氣を反映すると見えて、昭和五、六、七年頃少し減少したが、その後は累増の一途をたどり、同年中の一日平均旅客輸送人員は二千九百萬三千五百五十八人である。旅客は一人平均どれ位の距離を乗るか。同年中に旅客が乗つた總距離が二百六十二億二千六百五十五萬四千五百六十五里だから一人平均乗車料は二十四里八分となる勘定。これは東京驛から横浜へ向つて東神奈川のちよつと手前、中央線では同じく東京から三鷹の少し先までの距離で、これは大正時代から見ても減少してゐるのは近郊交通が増加を示すもの。又同年度の國鐵運輸收入は三億一千六百萬一千四百九十六圓、一人平均の運賃は二十六銭となつてゐる。(鐵道省調査による)



その功績に對しては敬意を表することを忘れてはなるまい。

その後水上航行用の輕油發動機が發明され、航續力は著しく増加し追々實用價値が認められるやうになつた。米國は一九〇〇年に、英國は一九〇一年に潜水艦を採用し、やがてパーシー・スコット將軍の潜水艦萬能論が一世を風靡した。帝國海軍でもその後數年おくれで日露戦争の最中に潜水艦を買入れ新銳武器としてお目見得することになつた。

尊い犠牲

創立當時の潜水艦は俗稱を「ドン艦」と稱へられ、噸數も百噸内外の小型であり、今日から見れば問題にならぬやうなもの。内部の構造も不完全だつたが、乗員はよく艱苦を忍び困厄に堪へ非常な犠牲を拂つてその發展向上に努力した。わけても乗員一同艦と運命を共にし従容として一命を捧げ潜水艦發達の入柱となつたあの第六潜水艇の最期は想起するに我々に襟を正さしめるものがある。

明治四十三年四月十五日、今を去る二十八年、吳

所屬第一潜水艇隊第六潜水艇は山口縣新湊沖に出動ガソリン潜航訓練に従事してゐた。ガソリン潜航とは電力を節約するため半潜航のまゝ通風筒の一部を水面に出してそこから空気をとつてガソリン機械を運轉する方法で、艦が過度に潜入すると水の浸水は免れないといふ危険極まりないものであるが、敵の方からなるべく形を見えない様にして早く敵に近寄り得るので、戦術上は最も有益な方法である。この危険を冒して訓練中の第六潜水艇はどういふ間違か過度に潜入し、艇長以下艇員一同の必死の努力も空しく艇は午前十時十五分海底に沈没した。佐久間艇長は死の刻々迫る中にも飽くまで沈著、少しも狼狽することなく沈没の原因や艇長の執つた處置を詳細に記し遺したのである。この數年前、歐洲の某國で同じやうな潜水艇の變災のあつたとき、その入口に乗員が士官兵員の別なく折り重なつて死んで居りその大部分は傷を負つてゐた。これは遭難のときわれ先に逃れようと競つた洵に見苦しき光景を示したのであるが、これに引きかへ、佐久間艇長以下十四名の乗員は何れも自分の受持の部署を離れず、最後までその職務を盡し従容として死に就き一人

として負傷したものはなく櫻の花の如く見事に散つて行つたのである。この偉大な精神は大和魂の真髓として洋の東西を問はず尊敬の的となつたのみならず、今日世界に冠絶する日本潜水艦發達に貢献したことはいふまでもない。

潜水艦の活躍

潜水艦はかうして列強に相次いで採用されたが、その實用的價値についてはなほ疑ひが抱かれてゐた。ところが歐洲大戰に於てこの潜水艦の實戰的價値が獨逸海軍に依つて實證され潜水艦は一躍全世界の驚異の的となつた。

獨逸が潜水艦を建造したのは列強におくれて一九〇七年で、開戦當時獨逸は水上排水量五百噸乃至六百七十噸級の既成潜水艦二十八隻と建造中のもの十七隻を持つてゐたに過ぎなかつたが、神出鬼没、敵の軍艦や商船を撃沈し、大洋の脅威として列強から恐れられるやうになつた。この獨逸潜水艦の活躍こそ世人の記憶にいまなほ鮮かなところであらう。

かうした潜水艦の出現は海戦にいろ／＼な影響を與

へることになつた。敵の沿岸封鎖を行ひ、敵地への輸送を行ふ等の積極作戦に於ても敵に潜水艦がある限り全き安全を期せられず、孤島を守る消極的作戦に於ても潜水艦を有する限り有力な要塞として敵の接近を防禦し得る等、潜水艦の價値は愈々重きを加へ、特に敵に與へる無形的威力に至つては如何に大きなものであるか想像に難くない。

今や潜水艦の存在は海軍力の不可欠の重要要素となつた。艦隊と共に堂々と決戦場裡に出現するものはいふまでもなく、敵の港灣の襲撃、輸送船隊の攻撃、或ひは偵察に、或ひは機雷敷設に、將また通商破壊の偉大な効果は既に試験済みである。

我が國の現状

我が海軍に於ける潜水艦はかうした幾多の犠牲と戦訓によつて年を遂うて改善向上を見、現在その質に於ても、亦その量に於ても列強海軍に優るとも劣らぬ域に躍進した。今日では我が潜水艦は何等の支障なく常に艦隊に伍して行動をつゞけ、艦型が大きくならず共にその性能も高まり、かつその訓練振りに至つては實

に一般の想像し得ない程實戰的となつてゐるのである。

潜水艦はなほ速力や通信力の點で缺陷を有してゐるが、水中に姿をかくし隠密性が大であること、水層といふ無限の防禦力を以て敵を攻撃し得るといふ大きな特徴を持つてゐるから水上艦船には苦手である。

特に寡勢海軍國にとつては比較的廉價な潜水艦を多數造つて、敵海軍の侵略を防禦することが出来るわけである。歐洲大戰に於ける英國の大海軍を向ふに廻しての獨逸海軍の活躍、近くはエチオピア戰爭に於て地中海に集中した英國海軍が劣勢イタリヤ海軍の潜水艦、飛行機の脅威にあつて一歩も踏み出し得なかつたなどは、この間の消息を如實に物語つてゐるではなからうか。我が海軍にとつても潜水艦がいかに重要な立場に置かれてゐるか、特に世界に冠絶する潜水艦を持つことがいかに必要であるかはこゝに改めて述べるまでもない。

いま列強、就中防禦的海軍力を有する國家では潜水艦の充實に躍起となつてゐる。對岸ウラヂオストックには多數の潜水艦が勢揃ひしてゐるともきく。われ

われは日本海の波靜かな夢にばかりひたつてゐるべき秋ではあるまい。

幾多の貴重な犠牲と體驗とによつて築き上げた帝國海軍の潜水艦は何等列國に比して遜色がないばかりか世界に冠たるものとして視聽を集めてゐるが、内容には改良進歩の餘地と、量の充實にはなほ未だしの感がある。そして特にいま、非常の國際情勢下に處する海軍の責務は日一日と重大となりつゝある。この秋に當り、佐久間艦長らの最期を飾つたあの大精神を想ひ身に體して未曾有の難局打開のために發奮することは我々國民にとつて誠に意義深いことと信ずるものである。

週間戰況

三月三十日

南支方面に於て左記を攻撃した。

粵漢鐵道 沙口埠南方鐵橋、黎洞橫石間鐵橋、その他沿線に於て貨車線路を爆破した。

虎門 兵營を爆撃。
漳州 大工場を爆破。

三月三十一日

前日に引續き粵漢線黎洞橫石間鐵橋、及び沙口埠南方鐵橋を攻撃これを破壊した外左記を攻撃した。

琶江口 兵器廠。
新造墟附近 大工場。

四月一日

北支空襲
陸軍部隊に協力山東掃蕩戰に協力した外龍泉場に於て匪賊を爆撃した。

中支空襲
吉安 飛行場を爆撃。
南支空襲
福州 飛行場攻撃。

四月二日

南支空襲
その他新寧線、廣三線及び粵漢線方面を攻撃した。

粵漢鐵道 北江水路、及び黃沙驛北方に於て貨車百數十輛を攻撃した。

四月三日

南支方面左記箇所を攻撃した。
中山無線電信所、韶關飛行場、福州飛行場、虎門固成。

四月四日

北支方面
東南營、柘江及び碑廓附近の敵大部隊を攻撃。
中支空襲
固始 飛行場を襲ひ地上機三機を爆破し他の一機に損害を與へた。

駐馬店 飛行場を爆撃し地上機十數機に相當の損害を與へた。
南支空襲
粵漢鐵道 黃門驛北方にて貨車群、及び黎洞驛攻撃。

廣九鐵道 塘頭厦墟驛爆撃。
麗水 飛行場内格納庫三棟粉碎した。

台兒莊落つ

陸軍省新聞班

概況

黄河以北の清掃著々と進み、江南太湖西側に蠢動した遊撃部隊も皇軍の進撃に徹底的打撃を被つた時、山東南部の要衝台兒莊が陥落したことは、春眠曉を覺えざる抗日支那の要人に正に寢耳に水の驚きを與へたことと想像し得る。今や支那軍は大運河南岸に據つて、必死の防戦につとめてゐるが、徐州附近の敵大軍の鼓動も既に聞えんとしつゝある。

支那側の宣傳が徹頭徹尾虚構捏造の結晶であり、針小棒大所謂白髮三千丈式のものであることは既に定評ある所であるが、奇想天外より落つるが如き支那人の創造力と誇張力には吾人は寧ろ呆れて敬意を表する所である。しかし事實は最も雄辯であつてその眞偽、曲直は極めて明らかである。

第三者を通じて、如何にも眞實を報道してゐるやうな

體を裝ひ、宣傳の効果を狙はんとした彼の戦況發表を左に記して吾人は睡氣覺しとすると共に、その裏面、このやうな虚構を發表せざるを得ない狼狽振りに一片の憐みを送りたい。

三月三十一日上海發ニューピーパー

「不斷の増兵にも拘らず日本軍の沂州攻撃は支那軍の反撃に遭つて度々失敗に終つてゐる。支那側情報によれば、支那軍事當局は沂州防衛司令官張自忠を賞讃した上、先に發せられた北京並びに京漢沿線各地を防護しなかつた罪を以て官職を褫奪し軍法會議に附すとの命令は、今回の赫々たる武勳により取消すとの命令が發せられた」。

四月一日上海發ニューピーパー

支那軍當局は本一日夜、次の如き聲明を發表した。「日本軍は湯恩伯軍により北方より孫連仲軍により南

方より挾撃された。この戦闘に於て殲滅された日本軍は先に台兒莊西北方地區に於て包圍された四千名中の一部である。今日の赫々たる戦勝は津浦線北段に於ける過去數日に互る我が軍攻勢移轉の賜物である」

山東南部方面

1. 台兒莊陥落

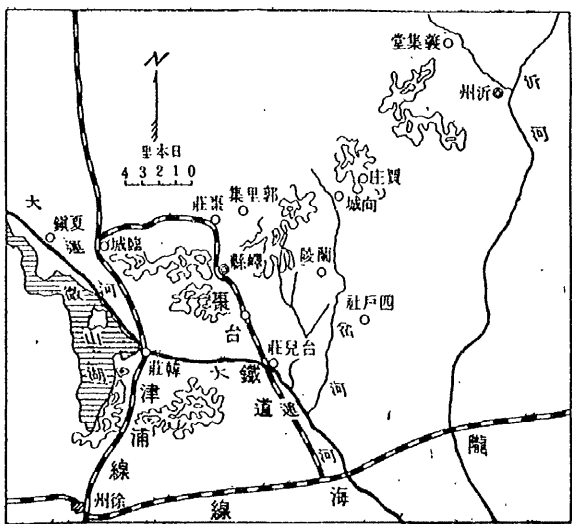
去る三月二十五日以来約三箇師の大軍を以て、堅固な數線陣地に據り防戦する台兒莊附近の敵を攻撃しつゝあつた福榮部隊は、寡兵よく優勢な頑敵を撃破して三月二十七日、先づ同地西北角を攻略し、續いて東北角を奪ひ二十九日には城内の二分の一を、三十一日夕刻までに四分の三を占據し、激戦奮闘以て戦果の擴張中であつたが、四月三日の神武天皇祭の佳節拂曉を期して、空陸一體の協同作戦により壯烈な十字砲火を浴せ、蟠居せる敵を掃蕩して遂に南門を占據した。

台兒莊の防備に任じた孫連仲軍の我が軍に捕へられた捕虜の言によれば、同軍は斷じて後退せず最後まで守り抜くべく誓ひ合つたと稱されて居り、我が軍は敵乍ら彼等の勇戦振りを賞してゐる。しかしこの頑敵すら皇軍の足下に一蹴された嚴たる事實が、徐州防衛に狂奔する三十萬の敵大軍に與へる精神的影響の甚大さは蓋し想像に

難くはない。

孫連仲軍第三十一師は台兒莊附近の戦闘で死傷約三千

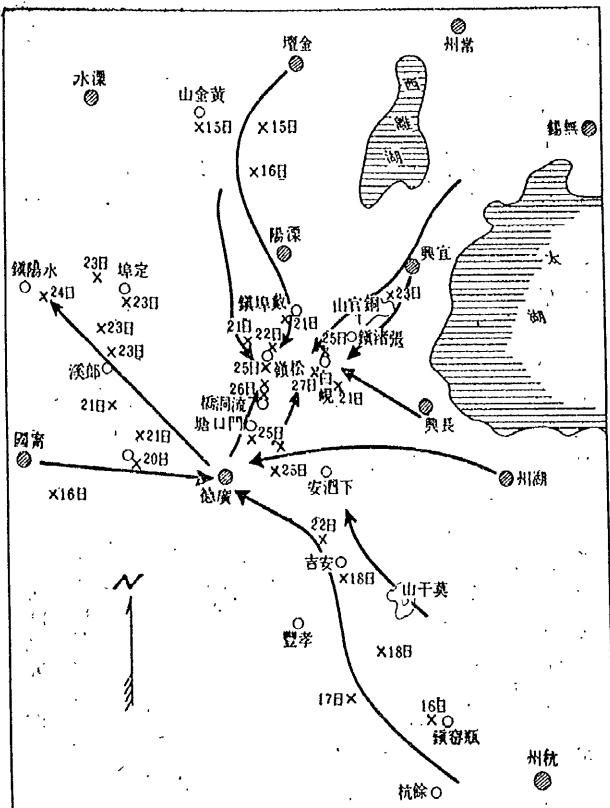
台兒莊附近要圖



を生じた。

赤柴部隊は三月三十日午前五時嶧縣を發し台兒莊に向

太湖西側地方包圍掃蕩戰經過要圖
自三月二十日起至四月一日



八百で尚漢縣東南方にある黄河渡河點に於て河船百隻を覆滅せしめた。

の遺棄死體のみでも七千に達してゐる。我が損害は戦死傷合計約四百である。

太湖西側地區掃蕩情況
對し三月中旬から開始された掃蕩戰は、險難なる山地帯で行はれ、我が軍は隨所に敵の抵抗を撃破しつゝ包圍圈を進め遂に三州山系中央部に壓縮してこれに徹底的打撃を與へた。戰鬪經過は別掲要圖の如くである。
この間交戦した回数は三十餘回、敵兵力は約三萬に上りそ

一日漢縣を占據し敗走の敵を追撃中である。遺棄死體は

先に京漢線西方林縣に於て我が軍に歸順した李英軍は、我が飛行隊の協力の下に三月三十一日林縣北方任村集附近にある孫殿英部隊の一團を攻撃、これを撃破しその團長を斃し皇協勳匪第一軍の名に恥ぢざる幸先よき第一戰勝を得た。

江南方面

ひ前進し午前九時半頃より台兒莊西北方の城外の敵を攻撃し午後二時過ぎこれを攻略、大運河の線に向ひ追撃を開始した。當面の敵は第三十師(孫連仲軍)で南方に潰走した。
三十一日一部を以て依然追撃せしめ主力は台兒莊東北方に向ひ轉進し、四月一日泥溝東南方地區に進出して午前八時台兒莊北方十軒の官莊を占據した。續いて二日台兒莊東方地區を南方に追撃中である。
2. 沂州西南方地區
沂州には龍炳勳、張自忠等の有力部隊が頑強な抵抗を試みてゐたが、我が沂州攻略軍は沂州北側附近の敵陣地を陥れた後、正面攻撃を避けて一部を以て沂州の敵に對せしめ、沂州北方地區で沂河を渡河し、長驅疾風の如き勢を以て沂州、嶧縣の中間地區に殺到し、突如沂州、台兒莊間の要衝向城の敵根據地に現はれ、猛攻の結果三十一日拂曉遂に向城城頭に日章旗をひるがへした。續いて西方に向ひ敵を急追し夕刻蘭陵鎮(台兒莊東北二十五軒)南側地區に達し一日朝來同地附近の敵を攻撃し午後二時三十分蘭陵鎮を占據した。數千の敵は東南方に算を亂して潰走した。
二日當面の敵を追撃しつゝ台兒莊東南方地區に進出し

三日朝來胡山(台兒莊東南方八軒)附近の敵を攻撃中である。
黄河以北の清掃
さきに黄河作戦に参加した諸部隊は引き続き各地區の殘敵掃蕩のため次の如く活動をしてゐる。
清水河(綏遠南方約八十軒)を守備してゐる蒙古軍は、何柱國軍一團の攻撃を受けたが南方に撃退した。敵の遺棄死體約五百である。
寧武守備隊は三十日夜同地東方高地で約三千の敵を撃退した。敵の遺棄死體約六百で我が戦死者は十名である。
鈴木部隊は三十日朝蒲縣西北方古縣村附近に陣地を占領してゐた第六十九師に屬する敵を撃破した。
續いて臨縣方向に進進し三十一日臨縣北方地區に於て約五六千の敵を撃破し四月一日早朝北方に向ひ敵を追撃中である。
又蒲縣守備隊は三十日夕、蒲縣西方井溝鎮附近で臨縣方面から南下せる約二千の敵と遭遇これを撃退した。
高平守備隊は三十一日長子にあつた第十七師第四十九旅に屬する約五百の敵を急襲しこれを潰走せしめた。
京漢線東方地區に於て黄河以北に進出した劉汝明軍掃滅中の〇〇部隊は、漢縣に向ひ急進中であつたが、四月

新疆の危機

外務省情報部

新疆省の地は支那に取つては昔から軍事上極めて重大視された所で、回教徒の大亂を平定した左宗棠の上奏文中に「新疆を重んずるのは蒙古を保全する所以で、蒙古を保全するのは京師を衛する所以である」と述べたやうに地理の上から肝要な地方である。

昔の支那としては、當時の政權が新疆を確實に握つてゐるか否かは、その朝廷の存亡に關するといふだけのこと、支那のやうな國體の國では、國民全體としては左程のことでもなかつたが、近世に至り國家間の接觸が深くなるにつれて、新疆の重要性が國際化して來たのである。歐洲大戰前までは英露の二大國が機會のあるごとに新疆を各自國の勢力下に收めようとして、猛烈に活躍したことは周知の事實であつた。

ところが大戰の痛手で各國は一時その鋒光が鈍つたが、帝政露國からソ聯邦となつた露西亞は、國內の政治工作の一段落と告げた後、西に赤化の手を延ばさう

として失敗した結果、その毒牙は轉じて東方亞細亞に向けられ、この運動が外蒙古に於ては十年前に成功し、外蒙はすでに全く支那の管下を脱して共產主義國家となり、實質的にはソ聯化されてしまつた。

我が國が蔣政權と正面衝突するに至つた一半の原因はソ聯邦の策動にあるのであるが、ソ聯邦はこの機會を利用して、國民黨や輕舉冒動する支那青年等を騙して、積年の計畫を一舉に完成せんとして非常な活躍をなすつゝあるのである。その活躍は支那の共產黨を通じて戦争の上に現はれてゐるばかりでなく、この機に乗じて新疆省當局者に活潑に働きかけてゐる。若し不幸にしてそれが成功すれば、同省が第一の外蒙となり、地理的關係その他の事情から、同地が東洋赤化運動の本據となつて、支那は勿論印度その他にまで大なる悪影響を及ぼすに至るであらう。誠に危険千萬である。

ソ聯の新疆に於ける飛躍

ソ聯邦は外蒙を重く視て新疆を軽く取扱つたわけではないが、新疆では外蒙のやうに思ふやうに働かなかつたに過ぎない。併し絶えず意を用ひてゐたことは、次の事實が雄辯にこれを物語つてゐる。

(一) 一九二〇年の伊犁臨時通商條件

ソ聯邦側と新疆省當局者との間に出來た最初の取極めは一九二〇年(民國九年)五月二十七日、楊增新(民國初年から十七年七月七日部下の陰謀で殺害されるまで新疆省に長官として勤続した)獨裁政權下の伊犁道尹兼辦交涉事宜といふ役目の許國楨と、タンケント政府代表者リマリエフとの間に結ばれた臨時通商條件である。その内容は(甲)通商關係(乙)ロシアの戦時亡命者本國歸還に關する事項(丙)ロシアに在留する支那人の被沒收財産に關する附帯取極めの三節十一箇條から成るものである。この協定の特色は暫定的かつ地方的のものである點で、條件の平等な點が特に意味深くソ聯邦側のフラインプレーと目すべきであらう。因みにこの取極めはソ聯と北京政府との通商關係を結ぶについて、先驅的役割を演じたものである。

(二) 一九二四年の通商取極め

一九二〇年の通商協定はソ支雙方の不安定時代に出來た極めて一時的のものであり、不備の點もあつて不便だといふので、更に一九二四年(民國十三年)新疆省當局者とソ聯代表者との間に暫定的の通商條件が取極められた。これは雙方の恒常的通商關係に向つて一歩を進めたものであるが、前者同様新疆省だけに適用される地方的取極めであつた。

なほこの取極めには中華民國とソ聯邦との間に正式條約が成立した際はその效力を失ふことを明文の上に現はしてゐた。平等條件の點は勿論前者と異なるところがない。

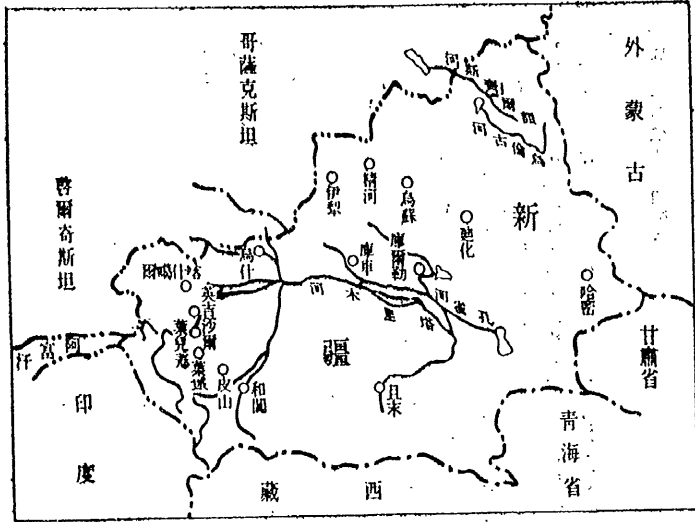
(三) 一九二七年の通商條約

その後一九二七年(民國十六年)にも楊增新とソ聯側との間に通商協定が締結された。この協定は北京政府の認可を得てやつたから、後日問題を惹起するやうなことはなかつた。

(四) 一九三一年の秘密通商條約

楊增新の死後新疆省政府主席の椅子についた金樹仁は一九三一年十月一日、ソ聯邦の代表者ラウスキーとの間に、省政府所在地迪化に於て秘密裡に七箇條か

新 疆 要 圖



新疆省が前記のやうな危険に曝されてゐるにも拘らず、世界は固より關係諸國ですら關心の薄いは、同地が地理的に遠く隔たり、交通機關が極めて不便であり、さらに通信機關も亦甚だ貧弱であつて、その實情が各方面の注意をひくやうに傳へられないのと、各國との經濟關係が無いか、もしくは極めて薄い結果である。新疆と直接經濟關係のあるのは支那本部の外ソ聯、印度位なもので、それも貿易上では問題になるやうな数字が出て来ないから印度側でも閑却してゐるのであるが、我が國のやうに防共の旗印を高く掲げ、東洋の安定勢力を以て自ら任ずる國に取つては、たとへ經濟關係がないにしても、噴火山上に突出された新疆の現状を、對岸の火災視するわけには行かない。先が見えれば印度でも當然大いに憂ふべきである。

又我が國の支持を得て發展しつつある蒙聯聯合政権が、防共政策を宣明してゐること、新疆北部の阿爾泰地方に多くの蒙古人が住み、その東方寧夏省には蒙疆政權と當然握手すべき蒙古人の部落があり、滿洲國成立後同國と外蒙古との間に起つたやうな紛争が豫想されないでもないから、この點から見ても我が國民と

新疆とはどんな所か

ら成る通商條約を締結した。この條約の中には次の如きものがある。

ソ聯邦政府機關及び國民は喀什噶爾、伊犁、塔城、阿山、迪化の五區内で自由に通じ得ること、更に右各區より莎車、吐爾番、焉耆、和闐、阿克蘇に代理人又は委員を派遣してその地方の商民及び商社と賣買契約を結びかつその履行を督促し得ること

ソ聯邦は新疆省の經濟建設を助長するために、各種機械用品及び專門技師を供給すること、農業墾牧についてもソ聯邦は援助すること

などの條項があつて、ソ聯邦に廣範圍の自由通商權を與へ、支那の權益を大々的に開放したのである。この秘密條約は金主席の越權行爲であるばかりでなく、甚だしく支那の利益を害するものだと非難が起り、金は法庭の裁きを受けるに至つた。こんな大問題を惹起せしめたのは、畢竟ソ聯邦が非常な馬力で働らきかけた證據で、軍事上財政上多大の援助が約束せられた結果と見ることは、決して疑ひ深い人の言葉とはいへまい。

(五) 新疆の歐亞航空公司排斥
獨支合辦の歐亞航空公司是、現時の盛世方政權とな

つてから、南京蘭州線を新疆に延長したい希望で、廣新省當局者にこの旨を申込んだが、種々の口實を設けてこれを許可しなかつた。常識的にいへば交通上非常に便利となるので、雙手を擧げて歓迎すべき申入れであるが、これもソ聯側の指金だと見なければならぬ。それについても中央政府の権力よりもソ聯邦の力が新疆に對しては強いことがわかり、新疆省當局者の中央政權無視を如何ともし難い程度に達してゐることが判明する。

これが支那事變發生前のことであるから、現在の狀態ではソ聯が數段強い勢力を同方面に擴げてゐることは、蓋し想像に難くないところである。往時の帝政露國がこの方面に侵略的態度を取つてゐた際は、英帝國も亦同様の態度を持し、兩國が互に牽制し合ふと共に、支那側でも極力兩國の進出防止に努めたが、現在のやうに英國が消極的態度を示して居る一方ソ聯の赤化工作が自國領土に直接突入しない限り、對抗策を講じないやうな情況であり、しかも支那側としてはソ聯のなすが儘に任せなければならぬやうな情勢であること考へれば、ソ聯は今後どんなことをするかもわからない。

しては充分な認識がなければならぬ。
紙面が限られてゐるから詳しく書くことは出来ない
が面積や位置住民などについて次にごくざつと述べて
見よう

× × ×
新疆省は支那の西部に位し、その面積は滿洲國より
も廣く、安徽省の十倍、江蘇省の十四倍、浙江省の十
五倍といふ程の廣い地域を占めてゐるが、中央にゴビ
の大砂漠があり、その北を天山山脈が東西に走り、南
部には有名な崑崙山など大裂縫に、へば大體は砂
漠と山地で、ところ／＼に平地が残つてゐるやうなも
のである。従つて人口は滿洲が三千萬民衆といふの
に、その十分の一の三百萬人位に過ぎない。勿論支那
は中央部の最も開けた所でも精確な調査は出来てゐな
い位であるから、新疆省の人口は各方面の状況から推
測してこの位であらうとされてゐるに過ぎない。省内
の住民には漢人、滿人、蒙人、漢回、纏回、哈薩克、
布魯特、塔奇克、老系夷、歸化白系露人、その他種々
の民族がある。

同治年間に左宗棠が回教徒の亂を平定するために率ゐ
て行つた軍人、軍屬、人夫、御用商人等が、戦後その
まゝ軍人又は農民として定住した者の子孫、生活の
新生面開拓のため甘肅、陝西、山西、河南の諸省から農
民として移住した者、天津方面から商賣が目的で行つ
た者、滿洲義勇軍と稱して滿洲國に反抗し戦敗の結果
西北利亞に逃げ込み、次いで新疆に轉じ依然軍隊生活
を續けてゐる者、官吏として赴任してゐる者などであ
る。その總數は三十萬に足りないといはれる。
滿人は清朝時代に守備軍として派遣せられた者の子
孫が官吏、軍人、農民などになつてゐる。その總數は七
八萬位であらう。滿洲人の青年中には露語を解する者
が相當にあり、これ等の者は新疆の新人として嚮望さ
れてゐるさうだ。
蒙古人は土爾扈特、和碩特、厄魯特、察哈爾、烏梁
海などの部落から來た者で、王公及び喇嘛を除けばそ
の他は殆んど全部游牧民で、焉耆、伊犁、烏蘇、塔城、
古城等の東北部牧地で生活してゐる。その總數は三十
萬人以上と計上されてゐる。この蒙古人中厄魯特と察
哈爾とは清朝時代伊犁將軍の配下に屬した軍人であつ
たが、民國になつてからは退伍して一般の人民となつ
た。前者は二萬五千八百人、後者は一萬六千人位であ

ると「中國經營西域史」に記されてゐる。
漢回は支那本部から新疆に入つた回教徒のことで漢
人種の者もあれば、早くから支那本部に移つて居つた
土耳其人と漢民族の混血兒もあるやうだが、容貌は全
く漢人と異らない者が多い。これを漢人と區別するの
は宗教關係からで、回教徒は團結力が非常に強いから
一般漢人として取扱はれなくなつたのである。新疆居
住の漢回は三十五萬ばかりといはれる。宗教から來る
事項以外は一般漢人と殆んど異なる所はない。甘肅省か
ら行つた者が最も多いので甘回とも云ひ、陝西から行
つた漢回を特に陝回と呼ぶ場合もあるが、この區別は
はつきりしてゐない。漢回を東干とも呼び、俗に小教と
もいつてゐる。その居住地は天山の南北が最も多い。
纏回は新疆土著の回教徒で土耳其人及びその血統
を多く受けた者である。別名を纏頭とも呼ぶがそれは
共に頭部に白布を纏ふところから來たのであるが、今
は寺の教務を司る阿衡のみがかかる装束をつけてゐ
る。纏回とか又は纏頭と呼ぶことは差別的意味に解
されることもあつて好くないと云ふ意味から、數年前
省政府は訓令を發して「維吾爾」と呼ぶよう命じたが一
朝一夕には改まらないやうである。維吾爾といふのは
回紇(ウイグル)から來てゐる。

纏回は散在地域最も廣く人口も亦最も多く、全省
總人口の七割はこの種族が占めてゐるやうだ。故に
新疆ではその存在を輕視すれば必ず失敗することに
なる。歸する所は彼等の信教に敬意を以て對すること
が必要である。
哈薩克は露語のコサックで、伊犁附近のソ支兩國に
住居する民族である。游牧を主とし、宗教は回教を信
奉するが信仰は纏頭のやうに固くない。性質もあまり
よくないといはれる。この種族の新疆にある者は大
約三十萬人位であらうとのことだが、生活が游牧であ
る上にソ聯人になつたり支那人になつたりして、兩國
の間を往來するから他の種族以上にその人口は測定に
困難である。
布魯特はキルギスともいひ喀什噶爾方面に居住し、
その生計は牧畜を主とするが耕作も幾らかやる。新疆
西南部に隣接するソ聯邦内にも同種族がゐて、國籍な
どは問題にせず互に往來してゐる。回教を信じ性質が
頑強だからその取扱は容易でない。
塔奇克、老系夷その他は特に記載するほどのもので
はない。また白系露人の歸化した者も赤露に反抗の力
なく、今は生活のために傭兵として省軍統率者の命を
溫和に聽いてゐる状態である。

自治制五十年を統計に見る

時	行政區劃		市(區)町村合計	市	町	區	郡	道
	自治前制	自治後制						
十年後	府	府	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	縣	縣	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二十年後	府	府	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	縣	縣	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十年後	府	府	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	縣	縣	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四十年後	府	府	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	縣	縣	同上	同上	同上	同上	同上	同上
五十年後(最近)	府	府	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	縣	縣	同上	同上	同上	同上	同上	同上

市(區)會	町會	村會	役場數				吏員數
			市(區)役場	支所	郡役所	支所	
選舉有權者數	選舉有權者數	選舉有權者數	町長	支所	郡役所	支所	町市村
明二二末	明二二末	明二二末	明二二末	明二二末	明二二末	明二二末	明二二末
...

備考 内務省統計報告、内閣統計局帝國統計年鑑、財団法人東京市政調査會の資料その他による。

放送時刻の改正

逓信省電務局

我が放送事業は支那事變發生後ニ

ース時間を延長し、「早朝ニュース」、「ニュース解説」、「今日のニュース」を設け報道機関としての活動に遺憾なきを期し、さきには國策遂行のため所謂「政府の時間」を設け、又従来主として講演、講座であつた第二放送に教化的内容をもつた大家日本演藝の時間を組むこととし、非常時局下の國家機關としての重要な役割を果して来たが、更に長期戦に對慮し放送機能を一層發揮させるため去る四月一日を期し、相當廣

範圍の時刻改正を行つた。この改正は最近の新聞その他の投書や一般の意見、希望を基礎として時刻を漸進的に改正する趣前から、重要な點は次の通り、(四月一十月分)

◇平日

- ▽午前七、〇〇に時報設定
- ▽午前七、二〇一七、四〇のラヂオ體操を廢しレコード音楽を設定
- ▽午前一〇、〇〇一〇、四〇の時間に家庭向の講演その他必要な事項をまとめたこと
- ▽午後二、四〇一三、〇〇にラヂオ體操を設定
- ▽第二放送午後六、二五一七、〇〇は毎日音楽

◇日曜、祝祭日

- ▽午前六、三〇一六、五九に、季節の園藝、午前九、一五一九、三〇に「修養の時間」を設定
- ▽午前一〇、四〇一、一〇に録音による「週間回顧」を設定
- ▽第二放送午後一、〇〇一三、三〇に野球等の實況放送のない場合はレコード音楽を放送
- なほ午後のラヂオ體操は昨年の國民心身鍛練運動の實績と各方面の要望に鑑み、國民體位の向上のため設けたものであるから、官廳、公署、會社、銀行、工場等ではなるべく利用して實行されんことを切望する。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇明治四十年勅令第五十一號關東州學校職員任用ニ關スル件(勅令第五十一號) (三月十一日公布)
- 關東師範學校卒業者に對し關東州小學校訓導に任用する資格を附與することとしたものである。
- ◇肥料依頼検査手数料令(勅令第五十二號) (三月十一日公布)
- 本邦に於ける化成肥料、配合肥料等の消費額は逐年増加の傾向にあるので、これ等肥料の品質向上を圖るためその製造、輸入又は移入を爲す者の依頼に依りその検査をなす必要があるため、その検査に關する手数料徴收に關し規定したものである。
- ◇昭和十二年法律第四十四號日本無線電信株式會社法中改正法律施行期日ノ件(勅令第五十三號) (三月十一日公布)
- 社法中改正法律施行期日ノ件(勅令第五十三號)
- ◇逓信省官制中改正ノ件(勅令第五十四號) (三月十二日公布)
- ◇日本無線電信株式會社法施行令中改正ノ件(勅令第五十五號) (三月十二日公布)

昭和十二年法律第四十四號を昭和十三年三月十二日より

施行し、これに伴つて日本無線電信株式會社法施行令を改正し、又日本無線電信株式會社が國際電話株式會社と合併し國際電氣通信株式會社と改稱されたので、逓信省官制を改正したものである。

◇明治三十二年勅令第三百四十二號開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件(勅令第三百四十二號) (三月十六日公布)

戰時又は事變に際し必要ありと認むる時に、開港を閉鎖し得ることを定めたもので、これに伴ひ大正四年勅令第三百四十二號(開港閉鎖ノ規定ニ關スル件)は廢止せらるゝこととなつた。

◇金銀地金精製及品位證明規則中改正ノ件(勅令第三百四十七號) (三月十六日公布)

造幣局に於ける精製又は品位證明のためにする地金の輸納の受理を円滑にし産金の増加の阻害を避くるため、一定期間地金の輸納を停止する従来の制度を廢止したものである。

昭和十三年四月十三日發
昭和三十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和三十二年四月十三日發

（每週一回水曜日發行） 第七十八號

內閣統計局編纂

B7判 定價 十五錢
送料 不要

昭和十三年四月十三日印刷發行
編輯者 內閣情報部
發行所 內閣印刷局

◆ 本書は世界各國の土地、人口、財政、經濟、
産業、貿易、交通、教育其他各種の主要
統計を蒐集編纂したるものなり。

申請所 內閣印刷局發行課
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

發行所 內閣印刷局

週報

昭和十三年四月十三日印刷發行
編輯者 內閣情報部
發行所 內閣印刷局
東京市麹町區永田町
內閣總理大臣官舎内
東京市麹町區大手町

申請所	定價
內閣印刷局發行課 電話九ノ内(23)三五一一九 振替東京一九〇〇番	一ヶ月部 五錢 一ヶ年(前金) 一圓四十錢 送料 不要
全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三 振替東京九三九〇番	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。 (外埠郵便に依る地 城は四圓八十錢)
各書店・驛賣店	

(本書の大きさは國定規格A5判)